

社会福祉法人設立認可等専門分科会運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市社会福祉審議会規則（平成23年豊中市規則第31号）第5条の規定に基づき、社会福祉法人設立認可等専門分科会（以下「専門分科会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(調査審議事項)

第2条 専門分科会の調査審議事項は、次のとおりとする。

- (1)社会福祉法人の設立認可に係る審査に関すること。
- (2)社会福祉法人が運営する施設の整備に関すること。
- (3)社会福祉法人に対する行政処分に係る審査に関すること。
- (4)社会福祉法人に対する指導監査実施要綱及び要領に関すること。
- (5)社会福祉法人に対する指導監査方針に関すること。
- (6)その他指導監査に関すること。
- (7)前各号に掲げるもののほか、専門分科会に諮ることが適当と認める事項

(会議)

第3条 専門分科会長は、専門分科会における審議状況及び結果を豊中市社会福祉審議会に報告しなければならない。

(審査基準)

第4条 専門分科会の審査は、審査基準（行政手続法（平成5年法律第88号）第5条に基づき定める審査基準をいう。）に基づき行う。

(社会福祉法人概要書等の提出)

第5条 社会福祉法人の設立認可については、社会福祉法人概要書（様式）その他市長が必要と認める書類の提出を受け、専門分科会へ諮るものとする。

(資料等の作成)

第6条 法人の審査に関する資料等については福祉部福祉指導監査課が、施設整備の審査に関する資料等については施設所管課がそれぞれ作成する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門分科会について必要な事項は、専門分科会長が別に定める。

附 則（平成24.6.20）

この要綱は、平成24年6月20日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。